

資料 2

《吉川市廃棄物減量等推進審議会の概要》

1 名称

吉川市廃棄物減量等推進審議会

2 設置根拠法令等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）法第 5 条の 7 第 1 項
- (2) 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第 19 条
- (3) 吉川市廃棄物減量等推進審議会運営規則

3 所掌事務

市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) ごみ減量化対策に関すること。
- (2) ごみの資源化対策に関すること。
- (3) ごみの不法投棄対策に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

4 組織構成

審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者関係団体の代表者
- (2) 知識経験のある者
- (3) 物の製造、販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者
- (5) 市議会議員
- (6) 市長が認める者

5 委員の任期

委嘱日から 2 年（令和 8 年 5 月 22 日から令和 10 年 5 月 21 日まで）

6 報酬

日額 6,600 円

7 費用弁償

市外に居住する場合で交通機関を利用したときは、吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給。

8 会議の開催予定

令和 8 年度は今回の会議のみとさせていただきます。

令和 9 年度は、計画の見直し等について審議する予定であるため、年 3 回程度、会議を開催する予定です。